

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

共	00	00	10	39	5年
---	----	----	----	----	----

宮本備第1402号
令和4年12月26日
宮城県警察本部長

「宮城県警察新型インフルエンザ等対応業務継続計画」の改正について（通達）
本県警察における新型インフルエンザ等対応業務継続計画については、「「宮城県警察新型インフルエンザ等対応業務継続計画」の制定について（通達）」（平成29年7月25日付け宮本備第810号）により運用してきたところであるが、この度、宮城県警察新型インフルエンザ等対応業務継続計画（以下「県警察業務継続計画」という。）を別添のとおり改正したので通達する。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 主な改正点

- (1) 県警察業務継続計画の第6-2-(6)に「パーティションの設置等により対人距離を保持する。」を加えた。
- (2) その他、文言の整理を行った。

宮城県警察新型インフルエンザ等
対 応 業 務 継 続 計 画

宮城県警察本部
令和4年12月23日

目 次

第 1	総則	1
1	計画の目的	1
2	実施方針	1
3	被害想定	1
第 2	実施体制	2
1	未発生期における体制	2
2	国外発生期における体制	2
3	国内発生早期における体制	2
4	国内感染期における体制	2
第 3	発生時継続業務等	3
1	業務継続の基本方針	3
2	強化・拡充業務	3
3	一般継続業務	4
4	縮小・中断業務	4
第 4	業務継続のための執務体制の確立	4
1	新型インフルエンザ等の発生時における執務体制	4
2	人員計画	5
3	感染リスクの軽減方策	6
4	職員等の感染状況の把握	6
第 5	業務継続のための執務環境の整備	6
1	物資等の確保	7
2	情報通信の確保	7
3	医療機関の周知等	7
第 6	感染防止の徹底	8
1	個人及び家庭での感染予防	8
2	新型インフルエンザ等の発生時における職場での感染拡大防止策	8
3	発症者等への対応	8
4	来庁者への対応	9
第 7	業務継続計画の発動等	9
1	業務継続計画の発動	9
2	状況に応じた対応	10
3	通常体制への復帰	10
第 8	業務継続計画の維持、管理等	10
1	公表及び広報	10
2	教養及び訓練	10
3	点検及び改善	10

第1 総則

1 計画の目的

新型インフルエンザ等感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）で定める新型インフルエンザ等感染症をいう。以下同じ。）のうち、新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が、新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、発生時においては、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的・経済的影響が生じると懸念されている。また、未知の感染症である新感染症（感染症法で定める新感染症をいう。以下同じ。）の中でその感染力の強さから新型インフルエンザ等感染症と同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。これら新型インフルエンザ等感染症及び新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）が発生した際には、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び身体を保護するとともに、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする必要がある。

これに対し、本県警察では、「宮城県警察新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県警察行動計画」という。）を制定し、新型インフルエンザ等の発生時においては、県等関係機関が一体となって行う取組に積極的に参加して新型インフルエンザ等対策業務を行うとともに、治安の確保に必要な警察活動を維持しつつ、各種混乱に伴う不測の事態にも的確に対処することとしている。

しかし、新型インフルエンザ等の流行時には、その感染力の強さから、職員及びその家族（以下「職員等」という。）の健康被害は避けられず、最大40%の欠勤者が出ることが想定されており、限られた人員の中で警察がその機能を維持することが必要であることから、あらかじめ被害想定を踏まえた宮城県警察新型インフルエンザ等対応業務継続計画（以下「県警察業務継続計画」という。）を策定し、優先度が高い業務の継続性を確保するため必要な事項を定めるものである。

2 実施方針

県警察業務継続計画の実施に当たっては、警察本部及び各警察署が連携を緊密にして一体的な活動を行うとともに、県等関係機関とも連携し、的確に業務を推進する。

3 被害想定

県警察業務継続計画は、政府の「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（平成25年6月7日閣議決定（平成29年9月12日変更））及び「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン」（平成26年3月31日新型イン

フルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議策定)で示された次の表に基づき策定する。ただし、新型インフルエンザ等の流行規模や被害の程度は、出現した新型インフルエンザ等の病原性、感染力等に左右されるものであることから、新型インフルエンザ等の発生時には、被害の状況や事態の進行に応じて柔軟に対応する。

	人的被害等想定
発 症 率	全人口の25%がri患
医療機関の受診者	約1,300万人～2,500万人
死 亡 者	1 中等度(アジアインフルエンザレベル) 上限約17万人(致死率0.53%) 2 重度(スペインインフルエンザレベル) 上限約64万人(致死率2.0%)
流 行 状 況	1 各地域ごとの流行期間は約8週間(ピークは、約2週間) 2 ri患者は1週間から10日間程度ri患
欠 勤 率	ピーク時にri患して欠勤する職員の割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、ri患した家族の看病等も含めると、職員の最大40%程度が欠勤

第2 実施体制

1 未発生期における体制

未発生期は、宮城県警察新型インフルエンザ等対策検討部会設置要綱により設置された宮城県警察新型インフルエンザ等対策検討部会において、新型インフルエンザ等の発生に備えた各種対策を推進する。

2 国外発生期における体制

新型インフルエンザ等が国外で発生した場合には、宮城県警察新型インフルエンザ等対策実施要綱(以下「県警察実施要綱」という。)に基づく宮城県警察新型インフルエンザ等対策室を設置し、国内発生に備えた準備を行う。

3 国内発生早期における体制

国内発生早期(国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態をいう。以下同じ。)においては、県警察実施要綱に基づく宮城県警察新型インフルエンザ等対策本部(以下「県警察対策本部」という。)を設置し、県警察業務継続計画で定める事項を実施する。

4 国内感染期における体制

国内感染期（国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態をいう。以下同じ）においては、国内発生早期に引き続き、県警察対策本部において警察庁及び県等関係機関との連携を図り、事態の対処に当たる。

第3 発生時継続業務等

1 業務継続の基本方針

新型インフルエンザ等の発生時においても警察の役割を的確に推進するため、新型インフルエンザ等の発生時に新たに生じ、又は業務量が増加する業務及び緊急に対応する必要がある業務（以下「強化・拡充業務」という。）を優先業務とするとともに、個人の生命、身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩序の維持に必要な業務であって、一定期間、縮小し、又は中断することにより、治安や県民生活・経済活動に重大な影響を与えるため、国内感染期であっても業務量を大幅に縮小することが困難な業務（以下「一般継続業務」という。）を継続することとし、緊急に実施することが必須ではなく、一定期間、大幅な縮小又は中断が可能な業務及び積極的に中断すべき業務（以下「縮小・中断業務」という。）は縮小し、又は中断する。

2 強化・拡充業務

主な強化・拡充業務は、県警察行動計画において、新型インフルエンザ等の発生時に実施すべき次の事項とする（県警察行動計画第4（新型インフルエンザ等の国内発生早期における措置）及び第5（新型インフルエンザ等の国内感染期における措置）参照）。

(1) 国内発生早期

- ア 実施体制の確立
- イ 感染対策
- ウ 水際対策の支援
- エ 医療活動の支援
- オ 社会秩序の維持
- カ 緊急事態措置に対する支援等
- キ 重点的感染拡大防止策の支援

(2) 国内感染期

- ア 実施体制の確立
- イ 感染対策
- ウ 水際対策の支援
- エ 医療活動の支援
- オ 多数の死体の取扱いに当たっての措置
- カ 社会秩序の維持

キ 緊急事態措置に対する支援等

3 一般継続業務

(1) 一般継続業務

新型インフルエンザ等による被害は長期化することが考えられるため、組織の維持に必要最低限求められる業務及び発生時継続業務（強化・拡充業務及び一般継続業務をいう。以下同じ。）を行うための環境を維持するための業務も一般継続業務とし、その内容については業務の仕分け（別表）のとおりとする。

(2) 一般継続業務についての留意事項

一般継続業務の実施に当たっては、感染拡大をできるだけ阻止するため、業務内容や作業手順を精査し、より少ない人員でも、短時間で効率的に実施するための工夫を行うこと。

4 縮小・中断業務

(1) 縮小・中断業務

主な縮小・中断業務の内容については、業務の仕分け（別表）のとおりとする。

(2) 縮小・中断業務についての留意事項

縮小・中断業務であっても、緊急に対応する必要があると認められる場合には、人員配分を調整の上、適切に対応する。

第4 業務継続のための執務体制の確立

1 新型インフルエンザ等の発生時における執務体制

(1) 指揮命令系統の明確化

ア 決裁方法の工夫

決裁権者の感染リスクを低減するため、新型インフルエンザ等の発生時には、対人距離の確保等の措置を講じるなど決裁方法を工夫すること。

イ 幹部がり患した場合の対応

(ア) 代決

決裁権者が新型インフルエンザ等により患するなどにより出勤が困難となった場合には、宮城県警察の事務の専決及び代決に関する訓令（平成15年宮城県警察本部訓令第7号）に基づき、至急に処理を要するもの又はあらかじめ決裁権者の指示を受けたものに限り、代決を行う。

(イ) 後閲

代決を行った場合においては、速やかに決裁権者の後閲を受けること。

(2) 所属長等の責務

ア 所属長

所属長は、新型インフルエンザ等の発生時に発生時継続業務を的確に推進するため、業務継続計画に定める業務を行う。

イ 管理官、副署長、次長等

各所属の管理官、副署長、次長等の幹部職員は、所属長を補佐し、所属長に事故があるときは、その業務を代行する。

また、新型インフルエンザ等の発生時に職員の感染をできる限り防止するため、職員等の健康管理及び感染予防並びに職場内における感染拡大防止に関する業務を行う。

2 人員計画

(1) 人員計画の作成

ア 人員計画の目的

所属長は、業務の仕分け（別表）に基づき、あらかじめ各所属単位で、発生時継続業務を実施するために最低限必要な人員を把握するとともに、業務の縮小又は中断により発生時継続業務に配分できる人員を把握し、人員計画（別記様式）を作成する。

イ 人員計画の作成等

所属長は、業務の仕分け（別表）を参考として、あらかじめ各所属ごとに人員計画を作成し準備しておくこととし、人員計画を作成した際には、当該人員計画を警備部警備課（以下「警備課」という。）に送付する。また、人員計画を変更した場合も同様とする。

ウ 作成上の留意事項

- (ア) 人員計画は、所属職員の40%が欠勤することを前提とした上で作成し、発生時継続業務を継続するために必要な人員を所属内で配分すること。
- (イ) 専門知識が必要な業務に当たる職員の有無を確認し、該当する職員がいる場合は、その代替職員又は代替方法についてあらかじめ定めておくこと。
- (ウ) 家族の看病等により出勤が困難になる可能性がある職員を把握すること。
- (エ) 新型インフルエンザ等が実際に発生した局面を想定した上で、現実性のある人員計画を策定すること。

(2) 人員計画の運用

ア 未発生期

所属長は、発生時継続業務に必要な人員を把握するとともに、業務の縮小又は中断により発生時継続業務に配分できる人員を把握する。また、発生時継続業務を担当する職員が欠勤した場合でも、他の職員が速やかに業務を引き継ぎ、継続できるよう、各業務資料の整理と共有化を図る。

イ 国外発生期

所属長は、発生時継続業務、必要人員等を確認し、国内発生に備えて、具体的な人員配分等を検討する。

ウ 国内発生早期

所属長は、県警察対策本部の決定を経て、直ちに人員計画に定められた体

制に移行する。この場合において、業務継続が困難な所属に対しての職員の派遣は、県警察対策本部と当該所属との間で協議し、原則として、各部（局）間業務継続が困難な業務を所管する部内で職員の派遣の調整を行うこと。

エ 国内感染期

所属長は、国内発生早期に引き続き、発生時継続業務を確実に実施する。

(3) 留意事項

所属長は、新型インフルエンザ等の発生時には、少ない人員で業務を行わざるを得なくなることから、長時間労働による過労や精神的ストレスにより、職員が健康を害することにならないよう留意すること。

3 感染リスクの軽減方策

(1) 出勤等

所属長は、新型インフルエンザ等の発生時には、その発生状況等を勘案し、必要に応じて通勤手段の変更、時差出勤、週休日の振替、テレワーク等感染リスクを減らすための措置を検討する。

(2) 勤務環境

所属長は、執務室内の環境整理に努めるとともに、新型インフルエンザ等の発生状況等を勘案の上、机等の消毒を励行し、また、職員にはマスク着用等の感染拡大防止措置を徹底させる。

4 職員等の感染状況の把握

(1) 医療機関の受診等

新型インフルエンザ等の発生時においては、職員等は、朝に自宅で検温し、発熱等のインフルエンザ様の症状がある場合は、帰国者・接触者相談センター、保健所等に設置された相談窓口（以下「帰国者・接触者相談センター等」という。）に連絡し、その指示に従って帰国者・接触者外来、感染症指定医療機関等を受診する。

(2) 所属長への報告等

ア 職員は、当該職員又は当該職員と同居する者が新型インフルエンザ等に感染した疑いがあるとき、又は感染症法の規定に基づいて宮城県知事から健康診断を受けることを勧告されたとき、入院することを勧告されたとき、若しくは就業制限等に関する通知を受けたときは、宮城県警察職員の健康管理に関する訓令（平成18年宮城県警察本部訓令第8号）の定めるところにより、所属長に報告する。

イ 前記アの報告を受けた所属長は、宮城県警察職員の健康管理に関する訓令の定めるところにより、その旨を警察本部長に報告する。

第5 業務継続のための執務環境の整備

1 物資等の確保

(1) 備蓄食糧の管理

警備課及び総務部会計課は、新型インフルエンザ等の発生時において食糧が入手困難となる場合に備え、備蓄食糧の適切な管理を図る。

(2) 感染防護資機材、消耗品等の確保

総務部装備施設課（以下「装備施設課」という。）及び警務部厚生課（以下「厚生課」という。）は、関係課と相互に調整を図り、業務継続に必要な感染防護資機材等の確保に努める。

(3) 対象事業者の把握

業務継続に必要な物資の提供及び各種システムの保守に係る事業者が、事業を継続することが困難になった場合に備え、代替業者をあらかじめ把握する。

また、当該事業者に対しては、業務の継続に関する調整及び要請を行う。

(4) 被留置者の食事の確保

総務部留置管理課（以下「留置管理課」という。）は、被留置者の食事の契約業者に対し業務継続についての協力を要請する。また、当該契約業者が業務を継続することが困難になった場合は、関係機関と連携の上、代替措置を調整する。

2 情報通信の確保

(1) 通信の確保

各種事案発生時においては、迅速かつ的確な指揮命令や現場の状況把握に必要な通信を円滑に確保するため、県警察対策本部の設置、関係機関等との連絡調整等を行う担当職員の代替職員を複数人指名できるよう東北管区警察局宮城県情報通信部と連携を図る。また、関係事業者等との連絡要領や窓口を業務マニュアル等で明確化し、代替職員以外にも広く周知しておくなど、担当職員の不在の場合においても迅速に対応できる体制が確保されるよう連携を図る。

(2) 情報システムの維持

総務部情報管理課及び業務主管課は、各種情報システムを適切に運用するため、当該システムの維持管理を担当する職員の不在に備えた業務マニュアルの作成、各種情報システムの操作方法の教養等を実施する。また、各種情報システムのうち、障害からの復旧に事業者等との連携が必要なものについては、新型インフルエンザ等発生時においても早期に障害から復旧できるよう、日頃から当該事業者等との連絡体制の整備に努めるなど、障害発生時に迅速な対処ができる体制の確保を図る。

3 医療機関の周知等

(1) 厚生課は、職場において職員が新型インフルエンザ等を発症した場合に備え、帰国者・接触者相談センター等を確認し、職員等に周知する。

- (2) 留置管理課は、被留置者が新型インフルエンザ等を発症又は発症した疑いがある場合には、診療を要請する医療機関及び発症した被留置者の入院を要請する医療機関並びに入院させるまでの間、隔離する場所をあらかじめ選定する。

第6 感染防止の徹底

1 個人及び家庭での感染予防

職員等の基本的な感染防止対策は、次のとおりとする。

(1) 基本的な感染防止対策

ア 咳エチケット、手洗い及びうがいを徹底する。

イ 外出時は、人混みをなるべく避け、混み合った場所、特に屋内や乗り物など換気が不十分で閉鎖的な場所に入るときは不織布製のマスクを着用するよう努める。

ウ マスクを、いつでも着用できるよう準備し、咳、くしゃみ、鼻水等の症状がみられた場合は、速やかに着用する。

(2) 感染予防の周知徹底

厚生課は、新型インフルエンザ等の感染予防のための基本的措置について、具体的に措置内容を記載した資料を配布するなど、職員等に対する周知を徹底する。

2 新型インフルエンザ等の発生時における職場での感染拡大防止策

職場における感染拡大防止を徹底するため、次の措置を執る。

- (1) 職員は、出勤前に検温し、発熱等のインフルエンザ様の症状がみられた場合は、いかなる理由があっても出勤をせず、病院で原因究明を図る。
- (2) 庁舎入口等に設置された消毒剤により、必ず手指消毒を実施する。
- (3) マスクの着用を徹底する。
- (4) 手洗い及びうがいを励行し、咳エチケットを徹底する。
- (5) 消毒に必要な消毒剤等を配備するとともに、机等の消毒を励行する。
- (6) パーティションの設置等により対人距離を保持する。

3 発症者等への対応

所属で発症者が出た場合の措置等は、次のとおりとする。

(1) 発症者が出た場合の措置

ア 所属長は、所属で発症者が出た場合には、直ちに県警察対策本部へ報告するとともに、発症者及び発症者と濃厚接触した職員にマスクを着用させる。

イ 発症者の対応に当たる職員に対し必要に応じて感染予防資機材を着用させる。

ウ 発症者及び発症者と濃厚接触した職員は、一時的に会議室等の別室に移動させた後、帰国者・接触者相談センター等の指示に従い対応する。

エ 消毒剤等を用いて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等当該職員が触れた可能性のある箇所の消毒を実施する。

(2) 職員が発症した場合等における休暇の取扱い

ア 新型インフルエンザ等様症状を呈する場合又は感染症法の規定に基づく入院の勧告を受け、若しくは入院の措置を執られた場合
病気休暇を取得する。

イ 濃厚接触者として、検疫法（昭和26年法律第201号）の規定に基づく停留又は感染症法の規定に基づく外出自粛要請等の措置を受けている場合
特別休暇を取得する。

ウ 保育所等の臨時休業による子供等の世話のため出勤できない場合
原則として、年次休暇を取得する。

エ 非常勤職員等の休暇の取扱い

非常勤職員、会計年度任用職員及び臨時職員の休暇については、警察本部長の定めるところによる。

オ 休暇取得の指導

所属長は、前記ア又はイに規定する状況に該当する職員（前記エに規定する職員を含む。）を認知したときは、該当する休暇を取得するよう指導する。

4 来庁者への対応

(1) 入庁管理

装備施設課は、新型インフルエンザ等の発生時には、庁舎内における感染拡大を防止するため、来庁者に対し庁舎入口における手指消毒及びマスク着用を促し、発熱等の症状を有する者の入庁を制限する。

(2) 庁舎利用の制限及び面談場所等の確保

装備施設課は、新型インフルエンザ等の発生時には、各種業務を継続するために必要な庁舎施設の利用制限を行い、執務室以外の場所を来庁者との面談場所に指定するなど、庁舎内における感染の拡大防止に努める。

(3) 事業者への要請

装備施設課は、庁舎の維持機能に必要な警備、清掃、各種設備の保守・点検等を行う事業者に対し業務継続に向けた協力を要請する。

第7 業務継続計画の発動等

1 業務継続計画の発動

(1) 原則として、政府の新型インフルエンザ等対策本部が国内発生早期を宣言した場合には、県警察対策本部を設置して発動を決定する。この場合においては、警察庁に置かれた新型インフルエンザ等対策本部と緊密な連携を図る。

(2) 各所属の所属長は、自己の所属での業務継続計画の実施について、職場にお

ける欠勤状況の推移、治安情勢等を踏まえ、県警察対策本部との間で協議の上対応する。

- (3) 新型インフルエンザ等の国内発生早期において、発生した新型インフルエンザ等の重篤性、感染力等が明らかでない場合であっても、発生時継続業務以外の業務で感染リスクの高いものは早期に縮小し、又は中断し、感染リスクを軽減していく。

2 状況に応じた対応

所属長は、事態の進展に応じ、業務継続計画に沿って、人員体制等を変更する。この場合においては、業務遂行上生じた問題等について情報を集約し、所属において、又は関係所属において必要な調整を行う。

3 通常体制への復帰

- (1) 原則として、政府の新型インフルエンザ等対策本部が小康期（新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態をいう。以下同じ。）に入ったことを宣言した場合には、県警察対策本部は通常体制への復帰を決定する。
- (2) 小康期に入った後も、流行の第二波又は第三波が来る可能性があることから、状況に応じ、感染防止策を継続する。

第8 業務継続計画の維持、管理等

1 公表及び広報

業務継続計画の概要は、公表する。特に、県民生活に影響を及ぼす業務の縮小及び中断については、県警察のホームページなどにより、積極的に広報を行い、県民の理解を求める。

2 教養及び訓練

- (1) 所属長は、職員に対し、新型インフルエンザ等の発生時の対応について周知するとともに、定期的に教養及び訓練を実施する。
- (2) 訓練を行うに当たっては、欠勤率が高まった場合の対応、職場内で発症者が出た場合の対応等について業務継続計画を確認し、改善点等の課題を検討する。

3 点検及び改善

- (1) 新型インフルエンザ等に関する新しい知見が得られた場合、県警察行動計画が改正された場合、教養及び訓練を通じて業務継続計画の問題点が明らかになった場合等には、必要に応じ、業務継続計画の改正を行う。
- (2) 所属長は、職員の異動状況を踏まえ、人員計画の必要な改正を行う。

別表

業 務 の 仕 分 け

【各部門共通】

	業 務 内 容
一 般 継 続 業 務	関係都道府県警察及び関係機関との連絡及び調整
	広報対応を始めとする県民等への情報伝達
	庶務関連業務
	訟務対応
	予算業務（総務部門を除く。）
縮 小 ・ 中 断 業 務	各種統計業務（犯罪統計を除く。）
	福利厚生関連業務（新型インフルエンザ等対応業務を除く。）
	専科教養、研修、訓練等
	組織要求

業 務 の 仕 分 け

【総務部門】

	業 務 内 容
一 般 継 続 業 務	宮城県公安委員会及び県議会関連対応業務
	被疑者取調べ監督関連業務
	公文書の収受及び発送その他の取扱関連業務
	情報公開及び個人情報の保護関連業務
	予算、決算及び会計業務
	遺失及び拾得関連業務
	装備施設関連業務
	報道及び広報業務
	警察安全相談関連業務
	警察情報システムの管理及び運用並びに照会業務
	情報セキュリティ関連業務
	留置管理業務
	県その他の機関との総合調整及び部際事務の調整に関する業務
縮 小 ・ 中 断 業 務	広報資料の発行及び保管
	情報システム整備関連業務
	宮城県警察の会議に関する訓令（平成２８年宮城県警察本部訓令第１０号）に基づく会議運営業務

業 務 の 仕 分 け

【警務部門】

	業 務 内 容
一 般 継 続 業 務	警察組織関連業務
	当直体制の確認及び確保
	職員の勤務制度関連業務
	職員の人事及び定員関連業務
	犯罪被害者支援及び犯罪被害者等給付金関連業務
	警察官の職務に協力援助した者の災害給付金関連業務
	給与支給関連業務
	退職手当関連業務
	監察関連業務（非違事案の調査、処分等に限る。）
	職員等に対する健康診断その他保健関連業務
	入校学生の対応業務
縮 小 ・ 中 断 業 務	広報資料の発行及び保管
	警察職員の採用関連業務
	人事評価関連業務
	監察関連業務（非違事案の調査、処分等を除く。）
	警察表彰関連業務
	警察教養関連業務
	警察学校の教養計画の策定及び実施
	術科訓練

業 務 の 仕 分 け

【生活安全部門】

	業 務 内 容
一般継続業務	犯罪、事故その他の事案に係る県民生活の安全と平穏に関する業務
	犯罪の予防一般
	風俗営業、古物営業、警備業等の許認可業務
	酩酊者、迷子その他応急の救護を要する者の保護
	少年を被害者とする犯罪の防止及び被害少年の保護
	火薬類の運搬及び取締り
	核燃料物質、放射性同位元素等、特定物質、届出対象病原体等の運搬 関連業務
	銃砲刀剣類所持等取締法関連業務
	少年事件の捜査及び調査
	少年の保護、支援及び相談業務
	重大サイバー犯罪等関連業務
	インターネット上の違法情報及び有害情報関連業務
	人身安全関連事案業務
縮小・中断業務	生活安全警察に関する法令の調査及び研究
	生活安全警察に関する資料の調査、収集及び管理

業 務 の 仕 分 け

【地域部門】

	業 務 内 容
一般継続業務	警察通信指令関連業務
	地域警察官の行う街頭活動（巡回連絡を除く。）
	水上警察関連業務
	鉄道警察関連業務
	警ら用無線自動車、警察用船舶及び警察用航空機の運用
	水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助
縮小・中断業務	地域警察官の実務教養及び指導
	地域警察に関する資料の調査、収集及び整理
	巡回連絡

業 務 の 仕 分 け

【刑事部門】

	業 務 内 容
一 般 継 続 業 務	主管する事件発生に伴う捜査に関する業務
	捜査の適正化業務
	犯罪情報管理システム情報の入力及び運用業務
	犯罪統計の分析・活用業務
	司法制度改革及び公判対応業務（地検との調整業務）
	指名手配等業務
	捜査共助業務
	その他の犯罪捜査、鑑識業務及びその支援
	検視に関する業務
縮 小 ・ 中 断 業 務	教養資料作成及び管理
	刑事資料の調査、収集及び整理

業 務 の 仕 分 け

【組織犯罪対策部門】

	業 務 内 容
一 般 継 続 業 務	主管する事件発生に伴う捜査に関する業務
	国際捜査共助及び国際犯罪捜査
	マネー・ローンダリング対策
	銃器薬物事犯の取締り
	暴力団対策
縮 小 ・ 中 断 業 務	刊行物等の資料作成及び管理
	捜査資料の調査、収集及び整理

業務の仕分け

【交通部門】

	業 務 内 容
一般継続業務	交通規制、許認可等に関する業務
	交通情報に関する業務
	交通指導取締り
	運転免許関連業務
	交通事故事件捜査
	交通事故防止対策
縮小・中断業務	交通関係法令の調査及び研究
	刊行物等の資料作成及び管理

業 務 の 仕 分 け

【警備部門】

	業 務 内 容
一 般 継 続 業 務	警備情報の収集、分析及び調査
	警備犯罪の取締り捜査
	テロ、ゲリラ事件等重大事案が発生した際の対処並びに関連情報の収集及び分析
	災害、突発重大事案等緊急事態発生時における対応業務
	警備実施及び警衛警護事案の対応
	集会、集団行進、集団示威運動の許可等に関する業務
	山岳救助、水難、爆発物処理等の機動隊の各種出動に関連する業務
	大規模災害等発生時における災害派遣隊業務
	外国人に係る警備情報の収集、分析及び調査
	外国人に係る警備犯罪の取締り
	テロリストの侵入を防止するための水際対策
	サイバー攻撃事案が発生した際の対処並びに関連情報の収集及び分析
縮 小 ・ 中 断 業 務	刊行物等の資料作成及び管理
	警備関係法令の調査及び研究

業務の仕分け

【情報通信部門】

	業 務 内 容
一般継続業務	管理換え業務
	機動警察通信隊の運用
	事案発生時の初動措置及び警備実施に伴う通信運用
	通信運用業務の指導等
	警察通信施設の重要障害への対応
	都道府県警察に対する技術支援業務
	通信システムの運用及び管理に係る業務
	サイバーテロに係る緊急対処
縮小・中断業務	刊行物等の資料作成及び管理
	通信施設整備関連業務
	重要インフラ等事業者等との一般的な情報交換等の実施

人員計画

所 属 【 課 】

	①担当業務	②人員					③業務 仕分け	④必要最低人員					⑤技術 ・ 資格	⑥出勤 困難職員	備 考 (⑤が要の場合の代替要員又は ⑥の出勤が困難となる可能性のある職員等)	
		計	補佐	係長以下				計	補佐	係長以下						
				小計	警察官	職員				小計	警察官	職員				
管理職			—	—	—	—			—	—	—	—				
	係															
	係															
	係															
	係															
	係															
	係															

※ 網掛け部分には、入力しないこと。

※ ③については、「継続」又は「縮小・中断」を選択

※ ⑤については、技術・資格が必要な業務等他の職員では対応が困難である場合のみ「要」を選択

※ ⑥については、家族の看病等により、出勤が困難になる可能性がある職員が担当している場合には、対象となる職員の人数を記入

※ 備考欄には、⑤が「要」の場合の代替要員、⑥の対象職員、その他確保人員の配置方針等を記入

※ 必要最低人員（B）と強化・拡充業務に計上する人員（C）の合計人員が所属人員（A）の6割以下となるように計画する。

所属人員（A）				
計 (管理職含む)	補佐	係長以下		
		小計	警察官	職員

必要最低人員（B）				
計 (管理職含む)	補佐	係長以下		
		小計	警察官	職員

必要最低人員確保率 (B + C) / A
%

強化・拡充業務に従事する人員（C）				
計	補佐	係長以下		
		小計	警察官	職員